

「かながわ旅割」利用者用Q&A

1. 支援制度概要

(Q) 「かながわ旅割」とはどのようなものですか。

(A) 神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックにお住まいの方の県内の宿泊・日帰り旅行の旅行代金を割引くものです。(隣接都県及び地域ブロックからの利用は、その自治体から同意を得られた場合に対象となります。)

商品代金に応じて、その商品の割引と観光施設や土産物屋、飲食店等で使用できるクーポンをお渡しします。

なお、このクーポンはGoToEATという事業とは別のものです。

(Q) 神奈川県民ですが、他県に行く場合はどうなりますか。

(A) 「かながわ旅割」は神奈川県内を旅行される方の旅行代金を割引くものです。他都県に行く場合は、旅行先がある都県の制度が適用されますので、それぞれ都県の観光所管にお問い合わせください。また、都県によっては実施していない、県民に限定など、制度が異なりますのでご注意ください。

(Q) 東京都民(隣接都県、地域ブロックの他県民)ですが、もう割引の対象となっていますか(同意されていますか)。

(A) 現在、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県の方が割引の対象となっています。それ以外の地域については、特設ウェブページに順次、対象都県が決定され次第掲載する予定(現在、調整中)です。

(Q) 利用回数に制限はありますか。

(A) キャンペーン期間中であれば利用回数に制限はありません。また、連泊の制限もありません。ただし、旅行会社や宿泊施設等の判断で連泊の制限を設けることがあります。

(Q) 利用者は割引を受けるために何をする必要がありますでしょうか。予約・購入を行う上で特別な手続きは必要ですか。

(A) 「かながわ旅割」が適用の旨の表記がある商品が対象となります。ただし、今回は神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックにお住まいの方限定となるため、予約・購入時に住所のわかる書類の提示等をお願いしています。また、感染防止の観点から、ワクチンの接種履歴や検査結果が陰性であることを確認させていただきます。

(Q) 予算が無くなったら事業は終了するのでしょうか。

(A) 予算が無くなり次第事業は終了となります。但し、予約時以降に予算がなくなり、割引適用外になることはありません。

- (Q) 事業は中止されることがありますか。
- (A) 感染症の感染拡大や災害など不可抗力等が発生した場合など、状況によっては事業を中止または停止する場合があります。

- (Q) 飲食店の割引を行う事業はありますか。
- (A) 旅行代金の割引に併せ、料金に応じて観光地の飲食店等で使用できるクーポンを配布しています。

2. 対象事業

- (Q) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか。
- (A) 対象です。ただし、神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックにお住まいの方が対象となります。

- (Q) 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりますか。
- (A) 旅館業法の許可を受け、かつ本事業の事業者登録が完了している施設に関しては支援の対象となります。

- (Q) 事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類等を購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金等、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも割引の対象となるのでしょうか。
- (A) 事前に予約した宿泊代金の一部となっているもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も販売価格に含まれますが、宿泊施設滞中に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。

- (Q) 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。
- (A) 事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

- (Q) 宿泊施設のデユース利用は、旅行・宿泊代金の割引対象となりますか。
- (A) 対象となります。ただし、客室を利用するものに限りです。

(Q) 利用したい宿泊施設(又は旅行会社、OTA(オンライントラベルエージェント)、鉄道・船舶事業者)が対象となっているかどのように確認できますか。

(A) 神奈川県観光協会のホームページ「観光かながわNOW」内の「かながわ旅割」特設ページ内に、対象業者一覧を掲載しておりますので、ご確認ください。

(Q) 今後、宿泊施設が追加される可能性はありますか。

(A) 事業開始後、7月29日まで追加募集をします。

(Q) 宿泊施設や体験プログラムはどのように選出されているのですか。

(A) 参加申請の審査をする際に、資格、感染防止対策などについて確認させていただき、要件を満たす事業者を登録しています。

(Q) オートキャンプ場は支援対象となるのか。

(A) 利用者が宿泊できる設備を設置し、宿泊料を受ける場合には、「旅館業」の営業許可が必要になります。ロッジやコテージはもちろん、常設のグランピングテントやトレーラーハウスなども旅館業法の「簡易宿泊所」に当たります。

これらの旅館業法の許可を受けた施設については、国のGOTOトラベル事業において、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となることが明記されています。

一方、利用者が持参したテントやキャンプ場でレンタルしたテントを自分で張って泊まるだけのキャンプの場合、旅館業の許可は必要なく、こうした旅館業法の許可が必要ない、持込テントのためのサイト(区画)などは、国のGOTOトラベル事業において、支援の対象となっておりません。

「かながわ旅割」においても、要綱で下記のとおり支援対象事業者を定めており、対象となりません。

【参考「かながわ旅割」要綱第8条 宿泊事業者部分抜粋】

(1) 宿泊事業者

- 神奈川県内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者
- ア 旅館業法第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者
 - イ 住宅宿泊事業法第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

3. 割引率・価格

(Q) 一人当たりの販売価格は税込みの価格ですか。

(A) 税・サービス料込みの価格です。(入湯税も含まれます。)

- (Q) 既に対象期間の旅行を申し込んでいます。割引は適用されますか。
- (A) 割引適用の対象外です。令和4年7月15日12時以降に申込が成立した旅行に対して対象となります。
- (Q) 大人2名と、乳児(旅行代金は0円です)1名で旅行する場合、割引の適用はどのようにになりますか
- (A) 大人2名の旅行代金に対してのみ割引が適用となります。
- (Q) 旅行・宿泊代金を各種ポイントで支払った場合は、どのように割引額を計算しますか。
- (A) 代金を各種ポイントで支払った場合も支援の対象となります。割引額は、元々の旅行・宿泊代金を元とします。
- 【例】 宿泊し、10,000円の宿泊代金の内5,000円をポイントで支払う場合でも割引額は5,000円となります。
- (Q) 参加者のうち、1名だけ割引適用の対象外の場合、割引はどのようにになりますか。
- (A) 対象外となる方のみ、割引が適用されません。
ただし、OTAを経由した予約については、オンラインで決済されるため、申込時点ではワクチン接種歴や陰性証明、居住地の確認ができないことから、当日チェックインの際等に確認を行います。OTAは一予約当たりの割引となることから、一人でも対象外の方がいらっしゃる場合は、全員が割引の対象外となります。

4. 対象期間

- (Q) このキャンペーンの実施期間はいつからいつまでですか。
- (A) 令和4年4月6日出発分から8月31日までとなります。宿泊旅行は9月1日チェックアウト分までが対象です。
- (Q) キャンペーン期間中に売り切れとなった際はどのようにしますか。
- (A) 予算の範囲内で売り切れとなった場合は、その時点で新たな予約・販売は終了となります。

5. 事業の運営、中止

- (Q) 利用者都合によるキャンセル料は、本事業(かながわ旅割)で補填されますか。
- (A) 自己都合によるキャンセル料の補填は本事業の対象外です。各商品を取り扱う事業者の約款等による取り扱いとなります。

- (Q) 感染症拡大での外出自粛要請に伴う利用者(商品の購入者)のキャンセル料の扱いはどうなりますか。
- (A) キャンセル料は掛かりません。感染症拡大での外出自粛要請に伴うキャンセルについては、利用者からキャンセル料を求めないこととしています。

6. 居住地確認

- (Q) どのように神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックの居住地であることを確認するのですか。団体の場合は代表者が該当すればいいのでしょうか。
- (A) 利用者全て該当することが必要です。同一団体内であっても、対象となるのは神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックにお住まいの方だけです。
- WEBサイトでの予約時には入力していただいた住所で確認させていただきます。
- 旅行会社窓口での予約時には代表者の現住所が確認できる写真付きの証明書が必要になります。
- 宿泊施設や観光施設等を利用する時は宿帳、利用者台帳などに記載していただく際に代表者の現住所が確認できる写真付きの証明書により確認します。

【住所確認方法】

(証明書の提示)※いずれも参加者名および住所が併記されている場合

- ・ 運転免許証 ・ 健康保険証 ・ 住民票 ・ 学生証 ・ マイナンバーカード
- ・ 公共料金領収書(発行日から3ヶ月以内)等

なお、当日本人確認を行う場合がありますので、旅行当日必ず本人確認書類を持参ください。(確認が取れない場合、割引の対象にならない場合があります)

- (Q) 神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックの居住者であることの確認について、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいのでしょうか。
- (A) 確認については、運転免許証や健康保険証などで行うこととしていますがこれら書類の住所が現住所と異なる記載の場合については、本人確認を運転免許証や健康保険証等で行い、神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックの居住者であることの確認を直近(3ヶ月)の公共料金(電気・ガス・水道・固定電話等)の領収証書(現住所及び氏名が記載されたもの)で確認出来れば、割引を利用出来ることとします。
- (Q) 旅行予約時点では、神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックに在住していたが、旅行当日には県外へ転居した場合は割適用対象となりますか。
- (A) 対象外です。本事業の支援金は、神奈川県民・隣接都県及び地域ブロックにお住まいの方が購入し商品を利用することが対象条件ですので、あくまで利用時点で居住していることが必要です。

7. ワクチン接種履歴・検査結果の確認

- (Q) ワクチン接種は何回受けていけばよいですか。
- (A) 3回の接種が必要です。接種後の経過日の設定はありません。
- (Q) 接種済みであることは何で示せばよいですか。
- (A) 自治体から発行された接種済みのシールが貼られた接種券のコピーや、紙の接種済証、電子の接種済証(デジタル庁の接種証明書アプリによる接種済証 <https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>)の提示をお願いしています。
- (Q) 検査結果はPCR検査で無ければだめですか。また、有効期限はいつまでですか。
- (A) 抗原定性・定量検査でも可能です。有効期限はPCR検査、抗原定量検査で確認日(ホテル＝チェックイン時、日帰りツアー等＝当日参加受付時)の3日前のもの、抗原定性検査は前日もしくは当日のものが有効です。
- (Q) 旅行期間中に検査結果の有効期限が切れてしまうが、どうしたらよいか。
- (A) 旅行初日の確認日(ホテル＝チェックイン時、日帰りツアー等＝当日参加受付時)が有効期間内であれば問題ありません。
- (Q) 無料で受けられる事業もあると聞いたのですが、どのようなものですか。
- (A) 神奈川県では、飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うに当たり、必要である方に対して無料で検査を行う“ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業”を実施中です。
- 新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない方で、ワクチン3回目接種していない方又は対象者全員検査等を求められている方が対象です。
- 期間は8月31日までで、受けられる医療機関などはホームページから確認してください(“神奈川県・無料検査”で検索)。
- (Q) 県の無料検査を受けようとしたのですが、希望の日程が取れません。かながわ旅割を予約してしまったのですが、どうすればよいですか。
- (A) 申し訳ございませんが、ご自身で費用をご負担いただき、検査を受けてください。
- (Q) 外国で受けてきたワクチンは有効ですか。
- (A) 外国で受けたワクチンでも発行国・地域を問わず、次のURLに記載の内容をすべて満たす証明書であれば有効です。※英語・日本語以外は翻訳が添付されているもの。
- (「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について」URL) [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate to Japan.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate%20to%20Japan.pdf)

8. クーポン

(Q) クーポンの使い方を教えてほしいのですが。

(A) リージョンペイというシステムをダウンロードいただきご使用いただくか、お渡しする紙クーポンを使用していただくことになります。使い方の詳しいご説明は専門のコールセンター(電話0120-120-564または050-3538-3935)にご確認いただくか、次のURLをご覧ください。

(region PAYアプリのご利用方法について)

[https://mitte-x-img.istsw.jp/kanagawa-kankou-x/file/users/kenminwari/ユーザーマニュアル\(0520\).pdf](https://mitte-x-img.istsw.jp/kanagawa-kankou-x/file/users/kenminwari/ユーザーマニュアル(0520).pdf)

(Q) クーポンが使えるお店はどこですか。

(A) 特設ウェブページで紹介しているので、ご確認ください。リージョンペイアプリ上でも確認できます。クーポンが使えるお店にはポスターやステッカー(クジラと旅行鞆のマーク)が貼ってあります。ご利用の際には、ご来店時に、店舗スタッフまでご確認ください。

(Q) クーポンが使えるお店は今後も追加される可能性はありますか。

(A) 事業開始後、7月29日まで追加募集をします。